

居宅介護支援事業所だより

令和3年8月1日より、介護保険施設を利用する際の食費やお部屋代の負担が減額される高額介護サービス費の基準が変わります。

詳しくは市町村窓口にお問い合わせください。

介護保険施設における食費・居住費と 高額介護サービス費の負担限度額が 令和3年8月1日から 変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

補足給付の預貯金 要件の見直し	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月～)
年金収入等 ※80万円以下 (第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下 (第3段階①)		単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)		単身 500万円、夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額

食費の負担限度額 の見直し	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月～)	R3.7月まで	見直し後 (R3.8月～)
年金収入等 ※80万円以下 (第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下 (第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超 (第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方 ※	ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。	ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。
※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。 (注) 居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。		

② 毎月の負担上限額（高額介護サービス費）が変わります。
介護サービスの利用者と同じ世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得 690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得 380万円（年収約770万円）～ 課税所得 690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）

※上記以外の市町村住民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。



厚生労働省

介護のことなんでもご相談下さい。（相談無料・秘密厳守）

三春南東北リハビリテーション・ケアセンター内 南東北三春居宅介護支援事業所

相談窓口：Tel：0247-61-2512（直通）

営業日：月曜日～土曜日。8時30分～17時